

藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条、第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙運動の公費負担の金額が改正されたことを受け、本市の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担についても同様の内容とするため、所要の改正をする必要による。